

市町村職員人材育成総合交付金交付要綱新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>市町村職員等</b>研修受講費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">〔平成 2 5 年 4 月 1 日〕 島根県市町村振興協会要綱第 3 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 <b>市町村職員等</b>研修受講費補助金（以下「補助金」という。）は、県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の職員が職務を遂行するために必要となる高度で専門的かつ実務的な能力や国際化に対応する能力の向上に資すること目的として、市町村等が、自治大学校、市町村職員中央研修所（以下「中央研修所」という。）、全国市町村国際文化研修所（以下「国際文化研修所」という。）、<b>地域活性化センター</b>が実施する研修や海外研修に職員を派遣する経費について予算の範囲内において補助する。</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第 2 条 補助金の対象とする経費、補助率及び補助対象事業者については、次のとおり とする。</p> <p>(1) 補助対象経費</p> <p style="padding-left: 2em;">市町村等が次のアから<b>オ</b>に掲げる研修に職員を派遣するために要した経費のうち、主催者に支払う研修受講経費</p>	<p style="text-align: center;"><b>自治大学校等研修機関</b>研修受講費補助金交付要綱</p> <p style="text-align: center;">〔平成 2 5 年 4 月 1 日〕 島根県市町村振興協会要綱第 3 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 <b>自治大学校等研修機関</b>研修受講費補助金（以下「補助金」という。）は、県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）の職員が職務を遂行するために必要となる高度で専門的かつ実務的な能力や国際化に対応する能力の向上に資すること目的として、市町村等が、自治大学校、市町村職員中央研修所（以下「中央研修所」という。）、全国市町村国際文化研修所<b>等</b>（以下「国際文化研修所」という。）が実施する研修や海外研修に職員を派遣する経費について予算の範囲内において補助する。</p> <p>(補助対象経費等)</p> <p>第 2 条 補助金の対象とする経費、補助率及び補助対象事業者については、次のとおり とする。</p> <p>(1) 補助対象経費</p> <p style="padding-left: 2em;">市町村等が次のアから<b>エ</b>に掲げる研修に職員を派遣するために要した経費のうち、主催者に支払う研修受講経費及</p>

及び受講旅費とする。ただし、オの海外研修については、各市町村等1名以内とし、かつ51歳未満の一般職員が受講した場合に限る。

ア 中央研修所が行う国内研修

イ 国際文化研修所が行う国内研修

ウ 自治大学校が行う国内研修

エ 地域活性化センターが行う国内研修

オ 国際文化研修所が行う海外研修で常務理事が適当と認める研修

(2) 補助率

前項に定める経費の10分の10以内(ただし海外研修については、上限額40万円)

補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする

(3) 補助対象事業者

市町村等

(補助金の交付申請) 第3条 ～ (その他) 第12条  
( 省 略 )

附 則

この規程は、公益財団法人島根県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

及び受講旅費とする。ただし、エの海外研修については、各市町村等1名以内とし、かつ51歳未満の一般職員が受講した場合に限る。

ア 中央研修所が行う国内研修

イ 国際文化研修所が行う国内研修

ウ 自治大学校が行う研修

エ 国際文化研修所及び民間旅行会社が行う海外研修で常務理事が適当と認める研修

(2) 補助率

前項に定める経費の10分の10以内(ただし海外研修については、上限額40万円)

(3) 補助対象事業者

市町村等

(補助金の交付申請) 第3条 ～ (その他) 第12条  
( 省 略 )

附 則

この規程は、公益財団法人島根県市町村振興協会の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月4日から施行し、令和元年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月4日から施行し、令和元年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

番 年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度市町村職員等研修受講費補助金交付申請書

このことについて、市町村職員等研修受講費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり交付されたく申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 積算根拠 別添（支出明細書（別記様式5号））のとおり

別記様式第1号（第3条関係）

番 年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度自治大学校等研修機関研修受講費補助金交付申請書

このことについて、自治大学校等研修機関研修受講費補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり交付されたく申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 千円
- 2 積算根拠 別添（支出明細書（別記様式5号））のとおり

別記様式第2号(第5条関係)

番 年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度市町村職員等研修受講費補助金変更交付申請書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度市町村職員等研修受講費補助金について、市町村職員等研修受講費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- |   |             |                   |      |
|---|-------------|-------------------|------|
| 1 | 補助金変更後交付申請額 | 金                 | 円    |
| 2 | 補助金既交付決定額   | 金                 | 円    |
| 3 | 変更理由        |                   |      |
| 4 | 変更後の積算根拠    | 別添(支出明細書(別記様式5号)) | のとおり |

別記様式第2号(第5条関係)

番 年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度島根県自治大学校等研修機関研修受講費補助金変更交付申請書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度自治大学校等研修機関研修受講費補助金について、自治大学校等研修機関研修受講費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

- |   |             |                   |      |
|---|-------------|-------------------|------|
| 1 | 補助金既交付決定額   | 金                 | 千円   |
| 2 | 補助金変更後交付申請額 | 金                 | 千円   |
| 3 | 今回追加申請額     | 金                 | 千円   |
| 4 | 変更理由        |                   |      |
| 5 | 変更後の積算根拠    | 別添(支出明細書(別記様式5号)) | のとおり |

別記様式第3号（第7条関係）

番 年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度市町村職員等研修受講費補助金概算払請求書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度市町村職員等研修受講費補助金について、市町村職員等研修受講費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり概算払いされたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額 金 円

2 補助金交付決定及び交付の状況

交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
差引残額 (A) - (B) - (C)	円

3 概算払請求の理由

4 事業完了予定日

別記様式第3号（第7条関係）

番 年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長 様

補助事業者名

年度自治大学校等研修機関研修受講費補助金概算払請求書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度自治大学校等研修機関研修受講費補助金について、自治大学校等研修機関研修受講費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり概算払いされたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額 金 千円

2 補助金交付決定及び交付の状況

交付決定額 (A)	千円
受領済額 (B)	千円
今回請求額 (C)	千円
差引残額 (A) - (B) - (C)	千円

3 概算払請求の理由

4 事業完了予定日

別記様式第4号(第8条関係)

番 年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長様

補助事業者名

年度市町村職員等研修受講費補助金実績報告書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度市町村職員等研修受講費補助金について、市町村職員等研修受講費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金実績額 金 円
- 2 補助事業の実績証明資料 別添(支出明細書(別記様式6号)及び受講を証する書類)のとおり

別記様式第4号(第8条関係)

番 年 月 日

公益財団法人島根県市町村振興協会理事長様

補助事業者名

年度自治大学校等研修機関研修受講費補助金実績報告書

年 月 日付け島振協第 号で交付決定のあった 年度自治大学校等研修機関研修受講費補助金について、自治大学校等研修機関研修受講費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金実績額 金 円
- 2 補助対象経費実績額 金 円
- 3 補助事業の実績証明資料 別添(支出明細書(別記様式6号)及び受講を証する書類)のとおり

別記様式第5号（第3条、第5条関係）

市町村等名 \_\_\_\_\_

支出明細書（交付申請予定額調査及び交付申請用）

【単位：円】

(1) 市町村職員中央研修所				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(A)			
(2) 全国市町村国際文化研修所				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(B)			
(3) 自治大学校				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(C)			
(4) 地域活性化センター				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(D)			
(5) 海外研修				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(E)			
合計（補助対象経費）(A)+(B)+(C)+(D)+(E)				

注1 変更交付申請の場合は、変更前を（ ）で記載すること

注2 研修名が未定の場合は、「未定」と記載すること

別記様式第5号（第3条、第5条関係）

市町村等名 \_\_\_\_\_

支出明細書（交付申請予定額調査及び交付申請用）

【単位：円】

(1) 市町村職員中央研修所				
研修名	参加人数	受講経費	経費計	経費計
小計	(A)			
(2) 全国市町村国際文化研修所				
研修名	参加人数	受講経費	経費計	経費計
小計	(B)			
(3) 自治大学校				
研修名	参加人数	受講経費	経費計	経費計
小計	(C)			
(4) 海外研修				
研修名	参加人数	受講経費	経費計	経費計
小計	(D)			
合計（補助対象経費）(A)+(B)+(C)+(D)				

注1 変更交付申請の場合は、変更前を（ ）で記載すること

注2 研修名が未定の場合は、「未定」と記載すること

別記様式第6号(第8条関係)

市町村等名 \_\_\_\_\_

支出明細書(実績報告用)

【単位:円】

(1) 市町村職員中央研修所				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(A)			
(2) 全国市町村国際文化研修所				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(B)			
(3) 自治大専校				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(C)			
(4) 地域活性化センター				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(D)			
(5) 海外研修				
研修名	参加人数	受講経費	旅費	経費計
小計	(E)			
合計(補助対象経費)	(A)+(B)+(C)+(D)+(E)			

注1 交付決定(変更交付決定)時点の金額を( )で記載すること。(変更のない場合は( )書き不要)。

注2 受講を証する書類(修了証の写しまたは報告書の写しなど)を添付すること  
(1)市町村職員中央研修所については省略可

別記様式第6号(第8条関係)

市町村等名 \_\_\_\_\_

支出明細書(実績報告用)

【単位:円】

(1) 市町村職員中央研修所				
研修名	参加者名	受講経費	旅費	経費計
小計	(A)			
(2) 全国市町村国際文化研修所				
研修名	参加者名	受講経費	旅費	経費計
小計	(B)			
(3) 自治大専校				
研修名	参加者名	受講経費	旅費	経費計
小計	(C)			
(4) 海外研修				
研修名	参加者名	受講経費	旅費	経費計
小計	(D)			
合計(補助対象経費)	(A)+(B)+(C)+(D)			

注1 交付決定(変更交付決定)時と異なる部分を( )で記載すること。

注2 受講を証する書類(修了証の写しまたは報告書の写しなど)を添付すること

(1)市町村職員中央研修所、(2)全国市町村国際文化研修所については省略可

--	--

--	--

--	--

--	--

--	--